

筑前町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 筑前町
事 業 名	: 農業集落排水事業
策 定 日	: 平成 28 年 12 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度 (21年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適(平成30年4月1日法適予定)
処理区域内人口密度	24.0(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	2処理区(上高場処理区、栗田処理区)		
処 理 場 数	2箇所(上高場浄化センター、栗田浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当ありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭の使用料は、世帯割額と世帯人員割額の合計とし、世帯人員は、使用日の翌月初日に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている人員とします。(筑前町農業集落排水事業条例第18条第2項第1号及び第19条第1項) ※世帯割額:1,512円/世帯(税込み)、人員割額:756円/人(税込み) 例)4人家族の場合:1,512円+(756円×4人)=4,536円(月額)となります。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭以外の使用料は、原則として、基本使用料及び排出量使用料の合計とします。(筑前町農業集落排水事業条例第18条第2項第2号)排出量については、毎月量水器を検針し、前月値からの増加排出量分を当該月分として認定します。 ※基本使用料:2,160円/事業所(税込み)、排水量使用料:151円/m ³ (税込み) 例)20m ³ 使用した場合:2,160円+(151円×20m ³)=5,180円(月額)となります。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当ありません。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,675	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,451	円
	平成26年度	3,780	円		平成26年度	3,452	円
	平成27年度	3,780	円		平成27年度	3,392	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年4月1日現在、上下水道課長以下12名で構成されています。うち農業集落排水事業担当職員は1名です。 ※下水道管理係(損益勘定所属職員)1名
事 業 運 営 組 織	<p>農業集落排水事業は、旧三輪町において平成2年から事業着手しており、この間処理場の建設、管路等施設整備の進捗を図ってきました。市町村合併以降、平成17年からは筑前町下水道課として、課長以下10名で運営し、下水道整備を行いながら、普及率の向上に努めてきました。その後、平成26年に上水道の整備・普及に伴い、水道課と統合し、上下水道課として再編成しました。</p> <p>【現在の組織図】</p> <pre> graph LR A[上下水道課長(1)] --- B[工務係長(1)] A --- C[下水道管理係長(1)] A --- D[上水道管理係長(1)] B --- E[工務係員(4)] C --- F[下水道管理係員(2)] D --- G[上水道管理係員(2)] </pre> <p style="text-align: right;">()内は職員数</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	上高場・栗田浄化センター等の管理業務を委託しています。 【業務内容】 ①浄化センター 保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験業務、その他事務等。 ②マンホール中継ポンプ 保守点検業務、清掃業務。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

<p>1. 経営の健全性・効率性について</p> <p>【収益的収支比率】 平成24年度に比率が70%代に回復していますが、営業費用(職員給与費)が一時的に減となったものであり、本質的な改善には至っていません。実際、平成25年度からは再度右肩下がり転じており、今後も引き続き、企業債償還金及び施設老朽化に伴う修繕料は恒常的に発生するため、60%代で推移する見込みです。</p> <p>【経費回収率】 類似団体平均値を上回っていますが、回収率100%に近づけるべく、更なる経費削減に取り組みながら計画的な整備による投資の平準化を図ります。併せて、施設使用料収納率の向上による安定した財源確保に努めます。</p> <p>【全体総括】 面整備は平成25年度を以て概成していますが、施設の維持管理費用は増加傾向にあります。継続して安定した汚水処理サービスを提供するために施設の機能診断を行い、今後の整備方針となる「最適整備構想」を策定します。</p> <p>※「最適整備構想」とは 機能診断調査結果から、対策工法と対策時期を検討し、複数の処理区がある場合には、その施設全体について、今後の補修・改築などを財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に取り組んでいくためのマスタープランです。</p>

2. 経営の基本方針

●経営理念「農業集落排水施設整備による快適かつ安心・安全なまちづくりへの貢献」

●経営の基本方針

【快適な生活環境の整備】

・汚水処理人口普及率の向上

計画全体人口に対する汚水処理人口普及率は、平成26年度末時点で85.1%となっています。又、汚水処理区域内における水洗化人口普及率は平成26年度末で90.8%と類似団体平均値と比較してもかなり高い水準にあります。引き続き、広報及びホームページにて啓発を行い、接続促進の強化を図ります。

【農業用排水の水質保全】

・農業振興地域の健全な水循環の構築

急速な宅地開発に伴い、農地エリアに住宅が混住し、生活雑排水による農業用排水の水質汚濁が深刻な問題となっていました。水質の悪化による農作物等への影響が懸念されるため、引き続き適正な汚水処理を行い、食の安心・安全を確保します。併せて、処理水を農業用水として再利用するため、健全な水循環の構築を図ります。

【安定した農業集落排水事業経営】

・経営基盤の強化

(筑前町を取り巻く状況)

本町の総人口は、「2015年筑前町人口ビジョンの長期的展望」において、平成17年(2005年)をピークに減少傾向にある予測がなされています。又、国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口推計(平成25年3月推計値)においても減少が見込まれています。更には、節水機器の普及や町民の節水意識の向上により使用水量は減少し、料金収入の減収から、老朽化に伴う施設の維持補修費等の財源確保が厳しい状況にあります。又、「収支計画」で求められる「収支均衡の定義」に基づく実質収支は黒字となっていますが、適正な使用料徴収を以てなお不足する維持管理費等については、一般会計からの繰入金に依存しており、起債償還のピーク(平成31年度)に至るまでは、増加傾向にある見込みです。

(今後の取り組み)

1)投資の平準化

増加傾向にある施設の維持管理費等については、「収支計画」の中で経営状況を明確にした上で、段階的な維持補修計画を作成し、投資の平準化に努めます。加えて、安価で高品質な新技術の採用を検討しながら、将来的な改築更新時の経費削減に努めます。

2)安定した財源の確保

広報及びホームページにて啓発を行い、区域内の未接続者に対して接続推進を図ります。

3)最適整備構想の策定

供用開始から20年を経過した浄化センターについては、老朽化が進行しており、不具合の発生した機器類のメンテナンスを随時行いながら運転している状況です。それらに係る費用は、本計画期間内においても恒常的に発生し、将来にわたり経営を圧迫する要因と考えられます。今後の農業集落排水事業について、施設の機能診断を行った上で「最適整備構想」を策定し、整備方針を検討します。

4)公営企業会計への移行

平成30年度より公営企業会計に移行し、経営状況を明確にした上で、弾力化に努め、職員の経営意識の向上を図りながら健全な農業集落排水事業経営に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【未普及対策事業】

●汚水管渠工事

面整備は概成しており、本計画期間内の新規汚水管渠工事の予定はありません。又、平成33年度に公共下水道への編入に伴う浄化センター等の解体工事を見込んでいたが、今後の整備方針については、「最適整備構想」にて検討し、公営企業会計に移行する平成30年度に見直します。

●新規加入接続工事

農業振興地域内であり、今後、区域内において住宅が乱立することは想定していません。本計画期間内は、新築及び建替えに伴い、年間1から2件程度の新規加入申し込みを見込んでいます。

【施設等維持管理】

●管渠(耐用年数:50年)

管渠については、最も古いもので経過年数25年となっていますが、農業集落排水区域は概ね塩化ビニル管による施工としており、本計画期間を含み今後大規模な更新工事等の発生は見込んでいません。しかしながら、マンホール躯体及び蓋の経年劣化については進行するため、巡視・点検結果に基づき、緊急性の高い箇所から順次補修を行います。

●マンホール中継ポンプ(耐用年数:25年)

天候等不可抗力による電気系統の故障及び経年劣化による部品の摩耗、破損等が発生しており、本計画期間内において、それらの修繕費を見込んでいます。

●処理場(耐用年数:土木構造物50年、機械電気設備25年)

上高場浄化センターは供用開始から21年、栗田浄化センターは供用開始から16年を経過しています。本計画期間内における大規模な改築は発生しませんが、適正かつ効率的に汚水処理を行うための関連機器類の修繕に係る費用を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

●営業収益(農業集落排水施設使用料)

面整備は概成していることから、今後は大幅な水洗化人口の増加が見込めないことや、予測される人口減少、節水機器の普及に伴う使用水量の減少により、農業集落排水施設使用料の減収は避けられない状況となっています。引き続き区域内の未接続者に対し、広報及びホームページにて啓発を行い、接続促進の強化を図ります。

●営業外収益(一般会計繰入金)

適正な使用料徴収を以てなお不足する施設の維持管理等に要する経費については、一般会計からの繰入金に依存しています。今後は、施設の老朽度や日常生活への影響範囲等を十分検証した上で、段階的に補修を行うことで繰入金の平準化を図ります。

【資本的収入】

●他会計補助金(一般会計繰入金)

経費負担の基本原則、独立採算の考えに立ち、今後は縮小を図るべきと考えます。しかしながら、起債償還のピーク(平成31年度)を迎えるにあたり、既存の料金設定の中で安定した汚水処理サービスを提供し続けるためには、引き続き一般会計からの補填はやむを得ない状況となっており、本計画期間内において年間50,000千円程度を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【施設維持管理費用構成】

●動力費

上高場・栗田浄化センター及びマンホールポンプ稼働に係る電気料金になります。本計画期間内において、実績に基づき年間8,000千円程度を見込んでいます。計画的に巡視・点検を行いながら適宜、修繕を行うことで、老朽化に伴う電力の浪費を防止します。又、適正な運転管理を行い節電に努めます。

●委託料

主なものは、浄化センター管理委託料、汚泥運搬・処分料、管路等巡視・点検業務委託料になります。上高場及び栗田浄化センターは、運転操作監視から水質試験に至るまで、施設管理に係るほとんどの業務を民間委託しています。引き続き、ノウハウを活用した業務委託により適正かつ効率的な汚水処理に努めます。又、発生汚泥については、産業廃棄物として適正に管理しなければならないため、その処分等に要する経費を見込んでいます。管路巡視・点検については、処理区域毎に2年に区域内全域を周るよう計画しています。いずれも持続的に安定した汚水処理サービスを提供するための重要な業務であり、引き続き、業者と連携を図りながら適正な管理に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
投資の平準化に関する事項	維持補修計画を作成し、段階的に整備を行うことで、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本計画期間内においては、該当ありません。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「収支計画」で求められる「収支均衡の定義」に基づく実質収支は黒字となっており、今回の計画期間内の改定は見込んでいません。将来的には近隣自治体の状況を見ながら、必要性、実施時期や改定内容を慎重に判断し、利用者に対して十分な説明と理解を得た上で、見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	本計画期間内においては、該当ありません。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本計画期間内においては、該当ありません。
職員給与費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
動力費に関する事項	巡視・点検を行いながら適宜修繕を行うことで、老朽化に伴う電力の浪費を防止します。又、適正な運転管理を行い、節電に努めます。
薬品費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
修繕費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
委託費に関する事項	民間業者のノウハウを活用しながら、引き続き適正な施設管理に努めます。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略のモニタリングについては、「収支計画」と併せて毎年検証を行い、内容の変更等ある場合はホームページ上に公表し、農業集落排水施設利用者に周知を図ります。又、平成30年4月からの公営企業会計移行に伴う見直しを行い、新たな経営戦略としてホームページ上で公表します。以降5年毎に見直しを行った上で、実情により近い方針のもと、農業集落排水事業の健全経営に努めます。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
														105,892
収益的収入	1 総収入	105,892	107,006	104,153	104,570	103,568	103,116	102,940	98,718	95,720	92,366	81,679	72,933	
	(1) 営業収入	42,540	42,069	42,027	41,449	41,468	41,485	41,499	41,511	41,522	41,530	41,538	41,544	
	イ 受託工事収入	42,358	41,968	41,926	41,349	41,368	41,385	41,399	41,411	41,422	41,430	41,438	41,444	
	ウ その他	182	101	101	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	(2) 営業外収入	63,352	64,937	62,126	63,121	62,100	61,631	61,441	61,441	57,207	54,198	40,141	31,389	
	ア 他会計繰入金	63,006	64,783	62,071	63,020	61,999	61,530	61,340	61,340	57,106	54,097	40,040	31,289	
	イ その他	346	154	55	101	101	101	101	101	101	101	101	101	
	2 総費用	77,120	90,125	82,863	81,028	79,355	76,913	74,973	70,575	81,566	70,575	68,406	66,840	60,509
	(1) 営業費用	49,344	64,382	59,402	59,905	60,650	60,715	61,335	62,010	70,460	62,010	62,010	62,010	57,010
	ア 職員給与	7,866	5,364	5,017	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373
イ その他	41,478	59,018	54,385	51,532	52,277	52,342	52,962	52,962	62,087	53,637	53,637	53,637	48,637	
(2) 営業外費用	27,776	25,743	23,461	21,123	18,705	16,198	13,638	13,638	11,106	8,565	6,396	4,830	3,499	
ア 支払利息	27,776	25,743	23,461	21,123	18,705	16,198	13,638	13,638	11,106	8,565	6,396	4,830	3,499	
イ その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
3 収支差引	(A)-(D)	28,772	16,881	21,290	23,542	24,213	26,203	27,967	17,152	25,145	23,960	14,839	12,424	
資本的収入	1 資本金的収入	54,174	60,364	63,006	58,534	60,629	61,552	56,041	68,315	56,849	43,544	47,316	47,514	
	(1) 地方債	7,000		4,300										
	うち資本費平準化債													
	(2) 他会計補助金	43,247	59,371	57,731	57,807	60,074	61,039	55,641	67,915	56,449	43,144	46,916	47,114	
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
	(6) 工事負担金	3,927	993	975	727	555	513	400	400	400	400	400	400	
	(7) その他													
	2 資本的支出	82,582	77,385	84,241	81,976	84,742	87,655	83,908	83,908	85,367	81,894	67,404	62,055	59,838
(1) 建設費	7,379		4,600											
うち職員給与														
(2) 地方債償還金	75,203	77,385	79,641	81,976	84,742	87,655	83,908	83,908	85,367	81,894	67,404	62,055	59,838	
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引	(F)-(G)	△ 28,408	△ 17,021	△ 21,235	△ 23,442	△ 24,113	△ 26,103	△ 27,867	△ 17,052	△ 25,045	△ 23,860	△ 14,739	△ 12,324	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	364	△ 140	55	100	100	100	100	100	100	100	100	100
積立金	(K)	346	154	55	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年度からの繰越金	(L)	1,277	1,294	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,295	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	字(P)	1,295	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(N)-(O)	字(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	70	64	64	64	63	63	65	59	63	68	63	61
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	42,540	42,069	42,027	41,449	41,468	41,485	41,499	41,511	41,522	41,530	41,538	41,544
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{(T)}$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(U)												
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(V)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(W)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{(X)}$												
他会計借入金	(W)												
地方債	(X)	984,668	907,283	831,942	749,966	665,224	577,569	493,661	408,294	326,400	258,996	196,941	137,103
○他会計繰入金													

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		63,006	64,783	62,071	63,020	61,999	61,530	61,340	57,106	54,097	50,735	40,040	31,289
うち基準内繰入金		63,006	63,641	62,071	63,020	61,999	61,530	61,340	57,106	54,097	50,735	40,040	31,289
うち基準外繰入金			1,142										
資本的収支分		43,247	59,371	57,731	57,807	60,074	61,039	55,641	67,915	56,449	43,144	46,916	47,114
うち基準内繰入金		22,325	22,852	23,393	23,949	24,523	25,111	25,716	26,140	25,266	23,885	24,365	24,855
うち基準外繰入金		20,922	36,519	34,338	33,858	35,551	35,928	29,925	41,775	31,183	19,259	22,551	22,259
合計		106,253	124,154	119,802	120,827	122,073	122,569	116,981	125,021	110,546	93,879	86,956	78,403

経営比較分析表

福岡県 筑前町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	9.40	90.00
		1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)	3,780

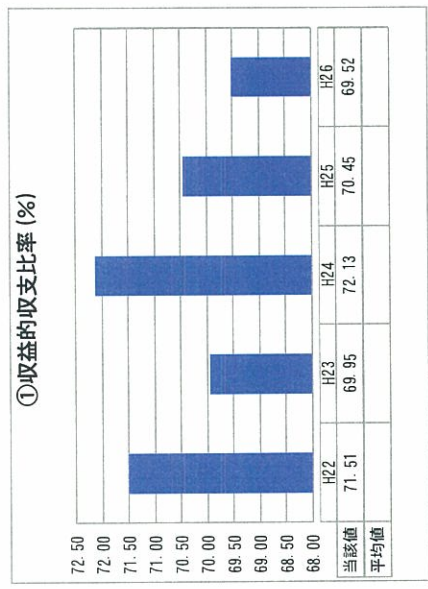
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
29,648	67.10	441.85
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
2,783	1.15	2,420.00

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



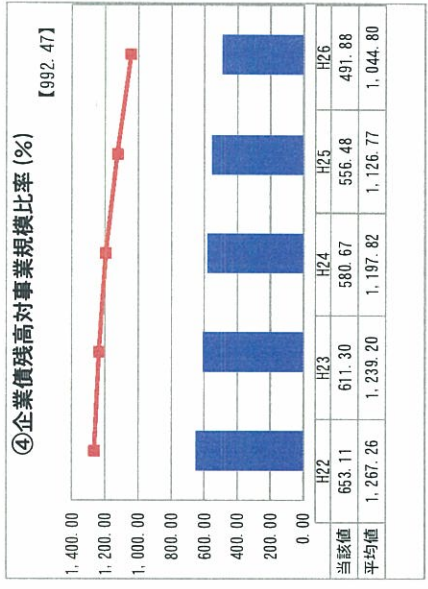
「単年度の収支」



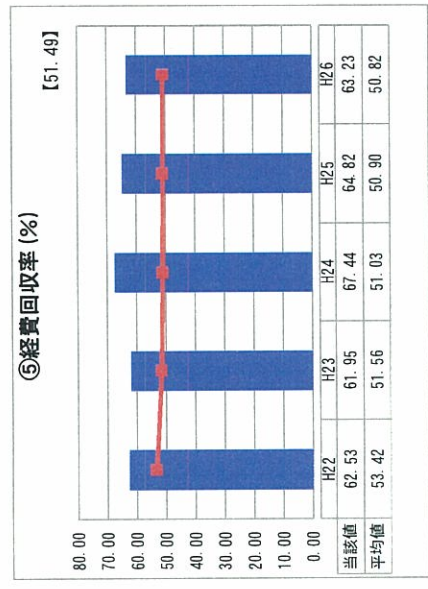
「累積欠損」



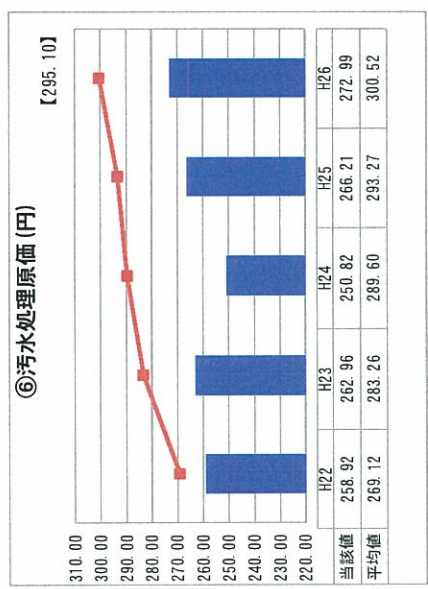
「支払能力」



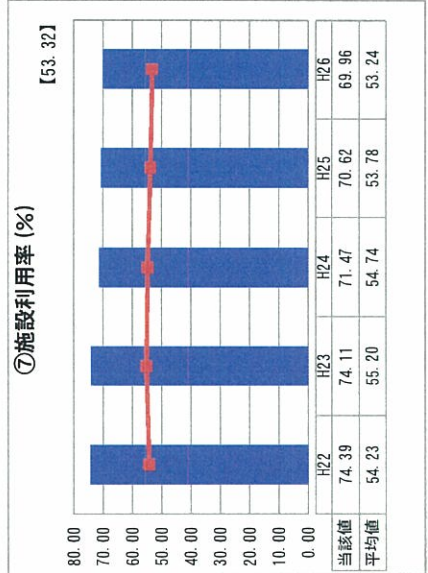
「債務残高」



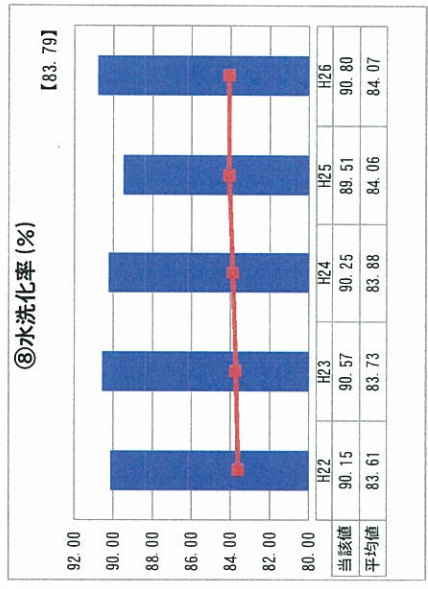
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

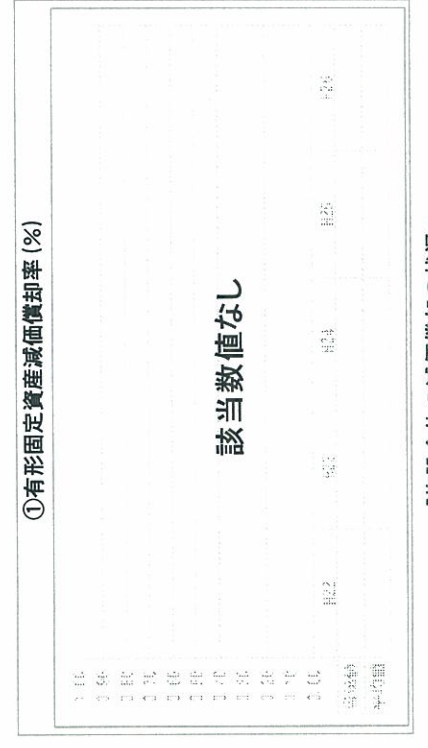


「施設の効率性」

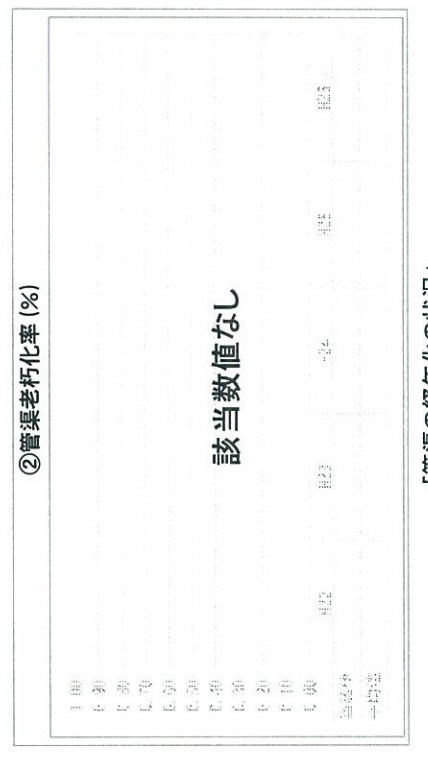


「使用料対象の捕捉」

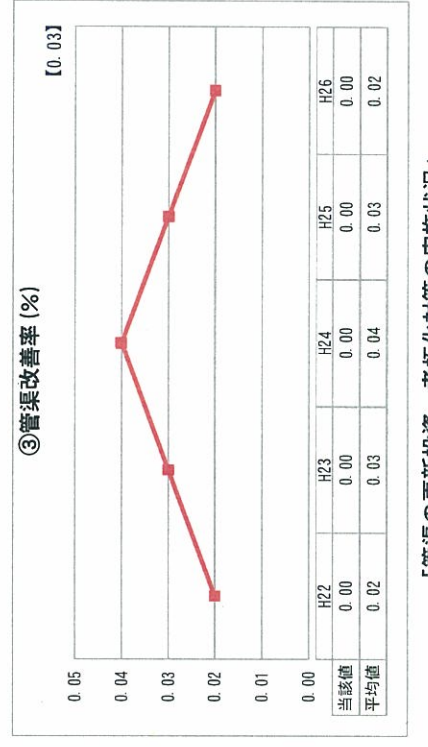
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 類似団体と比較すると、経費回収率や水洗化率は平均を上回っており、処理水原価も低いことから「経営の健全性・効率性」が図られていると考えられる。
 これらの要因は、管渠整備が完了して10年以上経過しているため水洗化率が高く、施設の規模も適正であることが考えられる。
 しかしながら、今後は処理場の老朽化や人口減少による収支比率の悪化等の問題も考えられることから、維持管理費の見直しによる経費節減や徴収強化による収入増加に努めることが必要である。

2. 老朽化の状況について
 本町は供用開始から20年を経過しており、処理場施設の老朽化が進んでいる状況である。今後は機能診断等を行い、計画的に更新を行う必要がある。

全体総括
 施設整備が完了したことから、今後は維持管理や更新を中心として事業を実施していく必要があり、計画的かつ効率的な経営とともに議会や住民に対する説明責任が重要となる。
 平成29年度から公営企業会計へ移行する予定であることから、資産や負債、損益が明確になってくる。移行後は、収支計画の見直しを行い、経営の健全化を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出されていますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。